

○入札等監視委員会の設置及び運営について

平成6年5月31日6経第930号

大臣官房経理課長から大臣官房地方課長、各局長、統計情報部長、農林水産技術会議事務局長、各庁長官、農林水産研修所長あて

最近改正 令和5年1月26日4予第1896号

このことについては、平成5年12月21日付けで中央建設審議会会長からの建議を受けて「入札・契約手続の改善に関する具体的対応について」（平成6年2月23日付け6経第205号農林水産事務次官依命通達）において、入札監視機関を設置することとされたところである。

また、平成19年11月2日の「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」での申合せを受けて、「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月6日付け19経第1168号大臣官房長通知）において、入札監視機関を設置することとされたところである。

このため、下記のとおり入札等監視委員会の設置及び運営について定めるので、これを参考として措置されたい。

なお、貴管下関係機関の長への周知及び指導（並びに貴管下特殊法人の長への通知）については、貴職から願います。

記

第1 趣旨

農林水産省の各部局における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続の透明性を一層高めるとともに、随意契約の適正化を推進するため、部局ごとに入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

第2 委員会の設置部局及び契約担当官等の範囲

- 1 委員会は、次の表の部局欄に掲げる部局の長（大臣官房にあっては、大臣官房参事官（経理）。以下「部局長」という。）が、契約担当官等の範囲欄に掲げる契約担当官等が締結した契約を対象として設置する。

部局	契約担当官等の範囲
大臣官房	大臣官房（食料安定供給特別会計を除く。）、農林水産研修所及び農林水産政策研究所に設置される契約担当官等
農産局	本省内部部局（食料安定供給特別会計に限る。）に設置される契約担当官等
横浜植物防疫所	各植物防疫所及び那覇植物防疫事務所に設置される契約担当官等
動物検疫所	動物検疫所に設置される契約担当官等
動物医薬品検査所	動物医薬品検査所に設置される契約担当官等
各地方農政局	設置単位の地方農政局に設置される契約担当官等
北海道農政事務所	北海道農政事務所に設置される契約担当官等
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター	農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターに設置される契約担当官等
林野庁	林野庁内部部局及び森林技術総合研修所に設置される契約担当官等
各森林管理局	設置単位の森林管理局に設置される契約担当官等
水産庁	水産庁に設置される契約担当官等

- 2 「「随意契約の適正化の一層の推進について」の運用方針等について」（

平成19年11月22日付け19経第1259号)の施行前に、公共工事に係る契約を対象とした入札等監視委員会を設置していた部局については、当該部局の長は、1の表の契約担当官等の範囲に掲げる契約担当官等が締結した契約について、公共工事等に係るものと物品・役務等に係るものとに分けて委員会を設置することができる。

第3 委員会の事務

- 1 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 各部局において、契約担当官等が行った契約(国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約を除き、これらを除く契約の変更契約を含む。以下同じ。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けすること。
 - (2) 対象契約のうち委員会が抽出決定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約の理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。
 - (3) 「工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」(平成13年4月27日付け13経第173号大臣官房経理課長通知)の第3に規定する再苦情、「請負工事成績評定要領」(平成13年4月27日付け13経第181号大臣官房経理課長通知)の第11に規定する苦情及び「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」(平成19年3月16日付け18経第1840号大臣官房経理課長通知)の第8に規定する再苦情(以下「再苦情」と総称する。)の処理を行うとともに、再苦情を受けた者が講じようとする措置の概要について報告を受けること。
 - (4) 「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知)別添の入札等談合情報等マニュアル(以下「談合等マニュアル」という。)第4(2)に基づき、入札等談合情報等の内容、公正入札等調査委員会の審議の状況及び入札等手続の取扱いに関する結論並びに各委員の意見について報告を受けること。
- 2 委員は、談合等マニュアル第3に基づき、談合調査情報の対象となっている案件に係る入札等手続の取扱いについて意見を行う。

第4 委員会の構成及び事務局の設置

- 1 委員会は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3人以上をもって構成する。
なお、委員の中から、委員長を互選するものとする。
- 2 委員会に、事務局を置く。
事務局は、監査部門の職員が所属する課に置くものとし、当該課の監査官等が庶務を行うものとする。ただし、該当する課がない場合には、契約部門の職員が所属する課に置くものとし、契約に直接関与しない職員が庶務を行う。

第5 会議

- 1 第3の1(1)及び(2)の事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、次により行う。
 - (1) 定例会議は、原則として(2)の表の開催時期欄に掲げる時期に開催する。ただし、部局の業務の繁忙期に当たる場合には、その時期を外して開催することは差し支えないものとする。
 - (2) 定例会議における第3の1(1)の報告は、それぞれ次の表の報告対象期間欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開催時期	報告対象期間
5月又は6月	第3・第4四半期(10月～3月)
8月又は9月	第1四半期(4月～6月)
11月又は12月	第2四半期(7月～9月)

- (3) 第3の1(1)の報告は、事務局が、次の表の事項欄に掲げる事項のうち該当する事項について、対応する作成する資料欄に掲げる資料を作成して、委員会に提出することにより行うものとする。

事項	作成する資料
競争入札による契約 (公共工事等)	競争入札(公共工事等)(別紙様式第1)
随意契約(公共工事等)	随意契約(公共工事等)(別紙様式第2)
競争入札による契約 (物品・役務等)	競争入札(物品役務等)(別紙様式第3)
随意契約(物品・役務等)	随意契約(物品役務等)(別紙様式第4)
再度入札における一位不動の状況(土木一式工事、建築一式工事)	再度入札における一位不動状況(別紙様式第5)
再度入札における一位不動の状況(測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、その他の公共工事等)	再度入札における一位不動状況(別紙様式第6)
再度入札における一位不動の状況(物品の製造、物品の購入、役務の提供等)	再度入札における一位不動状況(別紙様式第7)
指名停止	指名停止等一覧表(別紙様式第8)

- (4) 定例会議において審議を行う契約(以下「審議対象契約」という。)の抽出は、当該定例会議に先立ち、委員が別紙様式第1から別紙様式第4に記載されている契約の中から、入札方式別に委員会が定める方法により行うものとする。

この場合において、抽出を行う委員は、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者(応募者を含む。以下同じ。)が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。以下「公益法人等」という。)を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審議する必要があるため、重点的に抽出するものとする。

なお、事務局は、応札者が1者の契約及び公益法人等を契約の相手方とする契約について、重点的に抽出が行えるよう当該契約に関する情報を適切に提供するものとする。

- (5) 審議対象契約に関する説明は、次の事項を記載した資料を提出して、契約担当課等の担当者が実施するものとする。

ア 契約件名
イ 事業概要
ウ 入札・契約手続審査委員会審査状況
エ 競争方式
オ 応札者数
カ 契約相手方(公益法人等の有無を含む。)
キ 契約締結日
ク 履行期間
ケ 予定価格(契約限度額を含む。)

コ 契約金額
サ 落札率
シ 入札公告（公示）日
ス 入札公告（公示）期間
セ 応札者の条件
ソ 1 者応札（応募）の原因
タ 1 者応札（応募）の改善策
チ 指名事業者選定理由
ツ 随意契約理由

- 2 第3の1（3）の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、第7の2の場合、必要に応じ開催する。
なお、再苦情の申立は、再苦情申立書（別紙様式第9）を提出して行うものとする。
- 3 会議は、非公開とする。

第6 意見の具申又は勧告

- 1 委員会は、第3の1（1）又は（2）の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要に応じて、部局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 部局長は、委員会から1の意見の具申又は勧告があったときは、大臣官房参事官（経理）に速やかに報告（部局長が地方支分部局又は施設等機関に係るものである場合には、本省庁取りまとめ部局の長を通じて報告）するとともに、大臣官房参事官（経理）との協議により当該意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合には、速やかに大臣官房長に報告（部局長が地方支分部局又は施設等機関に係るものである場合には、本省庁取りまとめ部局の長が報告）するものとする。
- 3 部局長は、委員会から1の意見の具申又は勧告があったときは、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を大臣官房参事官（経理）に報告（部局長が地方支分部局又は施設等機関に係るものである場合には、本省庁取りまとめ部局の長を通じて報告）するものとする。
また、当該意見の具申又は勧告について、重要なものとして大臣官房長に報告したものである場合には、部局長は、事案の調査及び改善策等の検討結果について、大臣官房長に報告（部局長が地方支分部局又は施設等機関に係るものである場合には、本省庁取りまとめ部局の長が報告）するとともに、必要に応じて、政務三役及び事務次官に、当該意見の具申又は勧告の内容及びこれに対して措置する事項を説明（部局長が地方支分部局又は施設等機関に係るものである場合には、本省庁取りまとめ部局の長が説明）するものとする。
- 4 部局長は、2及び3に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置する事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。
- 5 委員会は、1の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

第7 再苦情の処理

- 1 再苦情を受ける者は、第3の1（3）の事務に関し、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。
- 2 委員会は、第3の1（3）の事務に関し、1の再苦情の審議の依頼があった場合、再苦情処理会議を開催し、審議を行うものとする。
なお、審議は申立者及び再苦情を受けた者からの書面に基づくほか、必要と認める方法により行うことができる。
- 3 委員会は、2の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を再苦情を受けた者に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。
なお、当該報告は、1の再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以

内に行わなければならないものとする。

4 再苦情を受けた者は、第3の1(3)の事務に関し、講じようとする措置の概要について、直近の会議に報告するものとする。

5 再苦情を受けた者は、第3の1(3)の事務に関し、以下の点に留意するものとする。

(1) 再苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げるものではないこと。

(2) 申立者から入札・契約手続の執行停止の申出があったときは、委員会の意見を聴くものとする。

(3) 再苦情の申立ての却下は、再苦情申立書を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する休日を含まない。)以内に行わなければならないこと。

(4) 委員会から申立てが認められなかった場合は、申立てに根拠が認められないと判断された理由について、委員会の判断を的確に示しつつ、申立者が十分理解できるよう、直ちに通知するものとする。

第8 公表

部局長は、次の事項については、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

(1) 委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく、公表するものとする。

なお、委員の変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞なく公表するものとする。

(2) 審議に係る議事の概要

部局長は審議に係る議事の概要を別紙様式第10により取りまとめの上、別紙様式第1から別紙様式第4までのほか必要な資料とともに、委員会終了後遅滞なくこれを公表するものとする。

附 則

1 本通知は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成20年度の第4四半期分の報告においては、第4の1の(2)の別紙様式1及び2は、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月10日付け22経第1930号)

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月23日付け22経第1992号)

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月31日付け23経第815号)

この通知は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成24年6月22日付け24経第329号)

この通知は、平成24年6月22日から施行する。

附 則(平成27年3月24日付け26経第1628号)

この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日付け27経第839号)

この通知は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日付け29予第1648号)

この通知は、平成29年12月22日から施行する。

附 則（令和３年３月２４日２予第２６１６号）
この通知は、令和３年３月２４日から施行する。

附 則（令和３年６月２９日３予第６５７号）
この通知は、令和３年７月１日から施行する。

附 則（令和４年６月２７日４予第５７３号）
この通知は、令和４年６月２７日から施行する。

附 則（令和５年１月２６日４予第１８９６号）
この通知は、令和５年１月２６日から施行する。

別紙様式第 1

競争入札（公共工事等）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備 考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約（公共工事等）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者の数が1の場合の記載事項）	備 考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

別紙様式第 3

競争入札（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		一般競争契約・指名競争契約の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		応札者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※応札者の数が1の場合の記載事項）	備 考
	名称	所在地		商号又は名称	住所					公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

随意契約（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。

別紙様式第5

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事種別		総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※2		
			入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動産件数 (件)	割合 (%)
土木一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
建築一式工事	A							
	B							
	C							
	D							
その他の工事								

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

別紙様式第6

再度入札における一位不動状況

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業務種別		総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			※		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
測量	A							
	B							
	C							
建設コンサルタント	A							
	B							
	C							
地質調査	A							
	B							
	C							
補償コンサルタント	A							
	B							
	C							
その他	A							
	B							
	C							

※1 予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

※2 入札回数は、原則として2回を限度としているが、第3回入札を行ったものについて、その状況を記載すること。

別紙様式第7

再度入札における一位不動状況

(期間: 年 月 日～ 年 月 日)

契約種別		総入札件数 (件)	再度入札における一位不動状況					
			第2回入札における状況			第3回入札における状況		
			入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)	入札件数 (件)	一位不動件数 (件)	割合 (%)
物品の製造	A							
	B							
	C							
	D							
物品の購入	A							
	B							
	C							
	D							
役務の提供等	A							
	B							
	C							
	D							
合計								

※予定価格の金額に相当する等級ごとに、期間中における総入札件数及び再度入札における一位不動状況を記載すること。

別紙様式第 8

指名停止等一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指名停止の理由
		年 月 日～ 年 月 日 (か月)		

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第 1 及び別表第 2 に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

別紙様式第 9

再 苦 情 申 立 書

年 月 日

(部局長) 殿

申立者
(住 所)
(電 話 番 号)
(商号又は名称)
(代 表 者 氏 名)

1 再苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2 の主張の根拠となる事項

開催日及び場所							
委員							
審議対象期間							
審議対象案件			件	うち、1者応札案件	件		
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
抽出案件			件	うち、1者応札案件	件		
			(抽出率 %)	(抽出率 %)			
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
			(抽出率 %)				
抽出案件内訳	工事	一般競争		件	うち、1者応札案件	件	
				契約の相手方が公益社団法人等の案件			
		指名競争	公募型指名競争		件	うち、1者応札案件	件
					契約の相手方が公益社団法人等の案件		
			工事希望型競争		件	うち、1者応札案件	件
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
	その他の指名競争		件	うち、1者応札案件	件		
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
	随意契約		件	うち、1者応札案件	件		
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
	業務	一般競争		件	うち、1者応札案件	件	
				契約の相手方が公益社団法人等の案件			
		指名競争	公募型競争		件	うち、1者応札案件	件
					契約の相手方が公益社団法人等の案件		
			簡易公募型競争		件	うち、1者応札案件	件
				契約の相手方が公益社団法人等の案件			
		その他の指名競争		件	うち、1者応札案件	件	
				契約の相手方が公益社団法人等の案件			
		随意契約	公募型プロポーザル		件	うち、1者応札案件	件
					契約の相手方が公益社団法人等の案件		
簡易公募型プロポーザル			件	うち、1者応札案件	件		
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
標準型プロポーザル		件	うち、1者応札案件	件			
		契約の相手方が公益社団法人等の案件					
その他の随意契約		件	うち、1者応札案件	件			
		契約の相手方が公益社団法人等の案件					
物品・役務等	一般競争		件	うち、1者応札案件	件		
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
	指名競争		件	うち、1者応札案件	件		
			契約の相手方が公益社団法人等の案件				
随意契約（企画競争・公募）		件	うち、1者応札案件	件			
		契約の相手方が公益社団法人等の案件					
随意契約（その他）		件	うち、1者応札案件	件			
		契約の相手方が公益社団法人等の案件					
(特記事項)							

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]		

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。